

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月21日
【会社名】	株式会社ロプロ
【英訳名】	LOPRO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 前田 正宏
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院九条町16番地 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
【電話番号】	06(6393)0201(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 神々 輝彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社ロプロ東京支店 (東京都港区虎ノ門二丁目3番22号) 株式会社ロプロ大阪支店 (大阪市中央区淡路町一丁目6番9号) 株式会社ロプロ名古屋支店 (名古屋市中区丸の内三丁目14番32号)

1【提出理由】

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、監査公認会計士等の異動について決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

監査公認会計士等でなくなる者

名 称 京都監査法人

事務所所在地 京都市下京区四条通烏丸東入ル 京都三井ビル

(2) 当該異動の年月日

平成21年5月20日

(3) 財務書類監査公認会計士等であった者が財務書類監査公認会計士等でなくなる場合（又は内部統制監査公認会計士等であった者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合）についての事項

当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が直近において当該財務書類監査公認会計士等となった年月日（又は当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が直近において当該内部統制監査公認会計士等となった年月日）

平成19年6月28日

当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等（又は内部統制監査公認会計士等が作成した内部統制監査報告書）についての事項

該当事項はありません。

当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社は、平成21年3月期の会計監査にあたり、会計監査人である京都監査法人与会計方針等についての見解の相違があり、協議を重ねてまいりましたが、相互理解には至りませんでした。このため、同監査法人に対して監査契約解除の申し入れを行い、平成21年5月20日付で監査契約の解除について合意し、取締役会において決議いたしました。

なお、京都監査法人からは、監査業務の引継ぎについての協力を得ることができる旨の確約をいただいております。

の理由及び経緯に対する監査証明府令第4条第1項各号に定める事項（又は内部統制府令第6条第1項各号に掲げる事項）に係る異動監査公認会計士等の意見

該当事項はありません。

異動監査公認会計士等が の意見を表明しない場合には、その旨及びその理由

該当事項はありません。

以上